

## 羽島市観光協会ホームページ紹介店舗等情報掲載規程

### (目的)

第1条 本規程は、羽島市観光協会が運営するホームページ上において掲載する店舗等情報提供について、円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を定めるものです。

### (適用の範囲)

第2条 本規程は、羽島市観光協会（以下管理者という）がインターネット上で提供する「グルメ」「お土産・特産品」「宿泊施設」ページ（以下本ページという）にかかわる一切の關係に適用します。

2 本規程は、管理者が指定する手続きに基づき、情報の掲載を希望する者（以下情報掲載者という）が管理者へ情報掲載を申し込んだ時から適用します。

### (情報掲載者の資格)

第3条 情報掲載者は、管理者の会員の資格を有し、市内に事業所または店舗を有する者としてします。ただし、本市の観光事業発展のため管理者が特別に認めた場合はこの限りではありません。

2 情報掲載後に管理者の会員でなくなった場合は、第7条の規定にかかわらず、本ページからの情報を停止または削除します。

### (掲載基準等)

第4条 本ページへ情報の掲載を希望する者は、本規程を承諾の上、必要事項（以下申込情報という）を事前に管理者と調整の上、基本的には管理者の所定申込用紙に記入し申し込みます。

2 管理者は、情報掲載の申し込みを受けた場合は、内容等を審査し、問題がないと判断した場合は本ページに掲載するものとします。

3 本ページに掲載する情報は、情報掲載者の主とする事業が次の各号に掲げるジャンルおよび条件に該当する場合に限り掲載します。

(1) 飲食店 和食、洋食、中華・中国料理、麺類、喫茶、居酒屋、食堂・レストラン、お好み焼き・鉄板焼き、焼肉・韓国料理

(2) スイーツ・パン 洋菓子、和菓子、パンを販売する店

(3) お土産 羽島市の特産品を主として販売する店

(4) 宿泊施設 ホテル、旅館、その他宿泊施設

4 情報掲載者が次に掲げる各号のいずれかの事由に該当する場合、管理者は本ページに情報を掲載しません。

(1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合

(2) 過去に本規程違反等により掲載の取り消しがあることが判明した場合

(3) その他管理者が不相当と判断した場合

(掲載情報の更新・削除)

第 5 条 情報掲載者は、掲載情報に変更のあった場合は、速やかに管理者に申し出るものとします。

2 更新、削除を行わなかったことにより情報掲載者が被害を被った場合であっても、管理者はその責任を負いません。

(本ページの変更および中止)

第 6 条 管理者は情報掲載者に事前に通知することなく、本ページの一部または全部を変更することがあります。

2 管理者は、特段の事情によりやむを得ず本ページを中止することがあります。

(掲載の取り消し)

第 7 条 管理者は、情報掲載者が次に掲げる各号のいずれかの事由に該当すると認めたときは、当該掲載者に対する事前の催告・通知なく掲載を取り消すことができるものとします。

- (1) 掲載申込内容に虚偽の申告があった場合
- (2) 本規程および諸規定に違反または遵守しない場合
- (3) 掲載されている情報等の不正利用または改ざんを行った場合
- (4) 掲載された事業所等が営業を行っていない場合
- (5) その他管理者が掲載を不相当と判断した場合

(その他)

第 8 条 情報掲載者は、本規程に違反しまたは情報を掲載することに関して、管理者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

2 情報掲載者は、本規程に違反しまたは情報を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、情報掲載者において解決するものとし、管理者に損害を与えないものとします。

3 管理者は、本ページの変更、中止、中断および本ページに情報を掲載することに関して、情報掲載者が被害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償の義務を負わないものとします。

4 管理者は、情報掲載者の事前の承諾を得ることなく、本規程を変更することがあり、情報掲載者は変更後の規程の適用を受けます。

付 則

この規程は、平成 23 年 1 月 27 日から施行します。